



来週の投資戦略 (9/20-22)

日米とスイスの金融政策にも注目

2022年9月18日

小松 徹

注目事項 — 見所

- 9月20日、8月の消費者物価指数 — 前年比+2.9%、コアコアは同比+1.5%?
- 9月20-21日、連邦公開市場委員会 (FOMC) — 利上げ幅は0.75%?
- 9月21-22日、日銀、金融政策決定会合 — 現状維持?
- 9月22日、スイス国立銀行、金融政策評価 — マイナス金利政策にさよなら?

株式市場見通し

来週は日米の金融政策に最も注目が集まるが、KPAではスイスの金融政策にも注目している。先週米国で発表された8月の消費者物価指数 (CPI) が期待に反し前月比下がらず、上がったことで、米国市場の一部投資家から投げ売りが出た。CPIのコア指数が予想値を0.2%ポイント上回る前年比+6.3%となったことで、今後とも下がると期待するのが難しいと分かった。来週のFOMCを前に0.75%利上げが有力となっているが、1.0%利上げを予想する者もいる。こうなると、市場は混乱するだろう。

FOMC結果後に日銀は金融政策決定会合を再開し、結果を発表する。黒田総裁は国内外で再三金融緩和継続の必要性を強調し、マイナス金利政策を維持するとしている。だが、火曜日発表の8月のCPIが前年比3%に近づくこと、食品・エネルギーを除くコアコア指数も2%に近づくことを考えると、いつまでも現状維持とはいかないだろう。同日夜にはスイス国立銀行が遂に金利誘導目標をマイナス0.25%からプラス0.5%に引き上げると予想されている (8月の同国CPIは前年比+3.5%)。こうなると、日銀だけがマイナス金利政策を執っていることになり、先週実施した「レートチェック」の効果もむなしく、日本円が売られる材料になる可能性もある。

さて、先々週のわが国の株式先物市場で海外投資家が少額しか買い越しておらず、現物市場では証券会社が自己で34百億円買い越していたことが、短命の相場上昇要因だと分かった。すなわち、彼らはすぐに先週売り越しに転じたと推察される。そして、外国人投資家がまだわが国に戻る気配が感じられない。外資系証券会社からはグローバル市場でわが国が割安で、しかもかなり円安だから、為替と株式の値上がり益の両方で儲かる可能性があり、魅力的だと説明しているが、彼らの顧客はいつ実行するか。

最後に、先週米国株式市場が4~5%下げたのに対して、わが国では1~2%下げにとどまった。わが国プライム市場ではキーエンス (6861) を筆頭にいわゆる優良成長株の下落が目立った。一方で、政府が水際対策の緩和・撤廃を検討との報道で、鉄道や空運などの銘柄が市場を牽引、市場全体の下げを緩和したと言える。これも10月発表予定の総合経済対策に入るだろう。ただ、その緩和・撤廃策がどの程度で速度がどうなのか、注意して見たい。結局、新型コロナウイルスの取り扱いを季節性インフルエンザと同程度にするかにもかかっている。

KPAの投資戦略

ロング (買い)	ショート (売り)
好財務の割安株、今期増益株	高PB低位株、高PE新興株

(注) ヘッジ・ファンド向け戦略としての一例。投資期間は半年程度を想定。



本レポートは、情報提供の目的のみでご利用者に提供されるものであり、有価証券売買に関する何らかの申し込みまたは勧誘を意図するものではありません。本レポートに記載されるすべての意見および予測は、レポートの日付時点におけるコマツ・ポートフォリオ・アドバイザーズ(以下、KPA)の判断であって、予告なしに変更される場合があります。KPAは本レポートに記載される情報もしくは分析がすべてのご利用者にとって適切であるとの表明を行うものではありません。ご利用者は、投資に伴うリスクとメリットがご自身にとって適切であるかどうか、自己の責任で判断して頂きます。KPAは本レポートについてその正確性、完全性または適時性を保証していません。KPAはいかなる保証も行わないことを明確にしています。KPAは本レポートに記載される情報もしくは分析にご利用者が依拠した結果として被る可能性のある直接的あるいは間接的な損害について責任を負いません。本レポートについての知的財産権はKPAに帰属し、著作権、特許権、商標権その他の知的財産権に関する法令により保護されています。本レポートを印刷した場合も、その印刷物の著作権は、KPAに帰属します。ご利用者は個人的利用を目的としたバックアップのためにのみ印刷、複製することができます。プリントアウトした印刷物や複製したデータを、個人的利用以外の目的で使用することはできません。ご利用者は、本レポートを、有償・無償を問わず、第三者に提供することはできません。また、これを改変、修正することはできません。本規定にご利用者が違反した場合、KPAは金銭的な損害賠償を含む救済手段を請求する権利があります。